

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

中新川広域行政事務組合  
管理者 印

先に照会しましたあなた( 貴 )に関する情報が記録された保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、中新川広域行政事務組合個人情報保護条例第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

なお、当該保有個人情報は、 年 月 日( )午前・午後 時に開示を予定しています。

開示決定した保有個人情報に含まれているあなた( 貴 )に関する情報	
開示する情報の内容	
開示決定等の種類	年 月 日付け 第 号
開示する理由	
事務担当	( 〒 - ) 電話番号
備考	

注 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に中新川広域行政事務組合管理者に対して審査請求をすることができますが、開示予定日時までに審査請求の提出がないときは、あなた( 貴 )に関する情報が開示されますので、ご了承ください。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、中新川広域行政事務組合を被告として( 訴訟において中新川広域行政事務組合を代表する者は中新川広域行政事務組合管理者となります。 ) 処分の取消しの訴えを提起することができます( なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。